

改訂新アジェンダ 21 かながわ

私たちの環境行動宣言

かながわエコ^{てん}10トライ

平成 27 年 月

かながわ地球環境保全推進会議

はじめに

「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」は、県民の皆さんの日々の生活、企業の皆さんの事業活動、行政の取組の中で、地球環境問題を自分のこととして考え、解決するための行動を、10の項目、90の行動メニューとしてとりまとめたものです。

私たちは、次の世代のために良好な環境を残さなければなりません。

それぞれの地域の特性に応じて、あるいは時代の変化に従って、そこに住む人々みんなが意見を持ち寄り、話し合いをとおして、未来を考え、お互いを思いやり、人間だけでなくすべての生き物が共に、幸せに生きる社会を具体化していくことが大切です。

一人ひとりの取組は小さなものでも、共に手を携え取り組んでいけば、やがてそれは大きなうねりとなり、「持続可能な社会」の実現につながります。

今、一步を踏み出し、私たちと一緒に「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」をしてみましょう。



目次

1	神奈川の持続可能な社会を目指して	2
2	長期的なビジョン（将来像）	4
3	具体的取組	6
	（1） エネルギー	
	行動宣言1 再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を拡大します	8
	（2） ごみ（廃棄物）	
	行動宣言2 3Rの取組を拡大します	12
	行動宣言3 廃棄物の適正処理を徹底します	15
	（3） そら（空）	
	行動宣言4 きれいな空気と星空をつくります	17
	（4） みず（水）	
	行動宣言5 将来にわたってきれいで豊かな水を確保します	19
	（5） みどり・つち（緑・土）	
	行動宣言6 里地里山、森林、水辺の豊かな自然を守る取組を拡大します	21
	行動宣言7 農林水産業への理解を深め、地産地消の取組を拡大します	23
	（6） まちづくり	
	行動宣言8 みんなが参加して環境と共生するまちをつくります	26
	（7） ライフスタイル	
	行動宣言9 環境に配慮したライフスタイルや事業活動を拡大します	28
	（8） 学び	
	行動宣言10 環境への関心を高め、学び、行動する人を増やします	31
4	推進体制	33
参考		
1	新アジェンダ21 かながわ策定後の動向	34
2	改訂の検討状況	42

経緯

1992（平成4）年に、リオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で、持続可能な開発に関する原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言（リオ宣言）」が採択されるとともに、その実現を目指す行動計画として「アジェンダ21」が策定されました。

アジェンダ21では、「1996（平成8）年までに各国の地方公共団体の大半は地域住民と協議し、当該地域のための「ローカルアジェンダ21」について合意を形成すべきである。」という目標が設定されました。

これを受けて、神奈川県では、1993（平成5）年1月に、県民、企業、行政の三者で「かながわ地球環境保全推進会議」（以下、「推進会議」といいます。）を設立し、推進会議は、地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全に取り組むための行動指針「アジェンダ21かながわ」を日本初のローカルアジェンダとして採択・策定しました。

その後、2003（平成15）年10月に、推進会議では、より実効ある行動を促進するため、「新たに神奈川に持続可能な社会を構築するためには、どのように行動したらよいか。」という観点で作成した「新アジェンダ21かながわ～持続可能な社会への道しるべ～」を採択・策定し、実践行動部会の設置やマイアジェンダ登録制度の普及など実践行動に向けた取組を進めてきました。

2011（平成23）年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びそれに伴う原子力発電所事故による災害（以下「東日本大震災」といいます。）を契機に、エネルギーを取り巻く状況が大きく変化したことから、推進会議は、当面の間の行動指針として、「緊急行動宣言（緊急アジェンダ宣言）」を策定し、主に節電に係る取組を推進してきました。

「新アジェンダ21かながわ」策定後10年が経過し、生物多様性の保全や地球温暖化問題など、深刻化する地球規模の環境問題を解決し、持続可能な社会をつくり上げていくためには、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動をとることがその一歩となります。

こうした観点から、推進会議は、2014（平成26）年8月に「新アジェンダ21かながわ改訂委員会」を設置して、「新アジェンダ21かながわ」の改訂を行いました。

改訂した新アジェンダ21かながわは、県民の皆さんにより親しみやすく取り組んでいただくため、名称を「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10（てん）トライ」としました。

1 神奈川の持続可能な社会を目指して

「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」の意味

神奈川で暮らすみんなで取り組む地球環境保全に係る行動指針であることから、親しみやすい名称とするため公募を行い、応募された名称候補を踏まえて決定しました。

「エコ10(てん)」は、行動宣言の項目が10個あること及び地球環境保全に取り組むきっかけとして、一人ひとりが90の行動メニューから、まずは10個の行動メニューを選んで「マイエコ10(てん)宣言」をつくり、実践することを表しています。

「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」の特徴



わかりやすい行動メニュー

「誰が」、「何を」、「どのように」するのかを明確にし、より皆さんが自発的に取り組めるメニューにしました。



重点行動メニューや子どもが取り組める行動メニュー

たくさんの行動メニューの中から重点的に取り組む行動メニューや子ども(小学生)が取り組めるメニューをつくりました。



社会環境の変化に対応した内容

「新アジェンダ21かながわ」策定後の社会環境の変化に対応して、今後必要と考えられる行動メニューを取り上げました。

マイエコ10(てん)宣言

これまで、推進会議は、県民、企業、行政、団体等が環境配慮に向けて自主的に取り組む内容を公表し、登録する「マイアジェンダ登録制度」をつくり、実践行動を社会全体に広げていくことを目指してこれまで進めてきました。

マイアジェンダ登録の内容は、「新アジェンダ21かながわ」の行動メニューに基づいており、全35項目の“フルバージョン”と、10項目にしぼった“もったいないバージョン”、消費電力の削減に注目した“節電バージョン”の3種類がありました。

「私の環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」では、90の行動メニューから自分が取り組みたい項目を10個選んで宣言する「マイエコ10(てん)宣言」により取組を進めていきます。

10の行動宣言の項目から1つずつ行動メニューを選んだり、自分の興味のある分野を集中して選んだり、取り組みたい内容を宣言する、より皆さんの主体性を重んじた取組となっています。

まずは、10個のメニューに取り組み、新しいメニューにもどんどんトライして、取組を広げていくことができます。

この「マイエコ10(てん)宣言」の他にも、地域や様々な組織において取り組むこととした行動指針などがあります。私たちが目指す「持続可能な社会」の実現のためには「マイエコ10(てん)宣言」とともに、それらの取組にも積極的に参加することが必要です。

私たちが目指す社会

地球環境は悪化の一途をたどっており、このままでは取り返しのつかない事態に陥ります。これには大量生産、大量消費、大量廃棄に代表される私たちのライフスタイル(生活様式)が深く関係しています。

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動などがさらに進行すれば、私たちの子や孫は、現在よりも劣悪な環境のなかで生活することを強いられます。

さらに、水や森林などの自然資源が枯渇してしまうと人間の生活に大きな影響を及ぼします。

地球規模でみると、現在でも貧困は解消されていません。世界人口70億人のうち、5.8人に1人が1日1ドル以下の生活をしています。

安全な水源を利用できない状況の中で暮らしている人々の数も約7億5千万人いるといわれます。

地域によっては、成長のために最低限必要な栄養やカロリーさえ摂ることもかなわず、命の危険にさらされている子どもたちが、たくさんいるのです。

現在と将来のあらゆる人々が、良好な環境のなかで安心して生活を送ることができる社会、それが持続可能な社会です。

「私たちの環境行動宣言 かながわエコ10(てん)トライ」が目指している到達点も、まさにそのような「持続可能な社会」です。

神奈川においても、約910万の人口をかかえ、県民経済は県内総生産(GDP)で約30兆2,500億円に達し、オーストリアやデンマークにも匹敵する活動が展開されている地域として、持続可能な社会の実現に向けた真剣な取組が求められています。

神奈川県民として、地球市民として、国境を越え、世代を越え、一人ひとりが身近なところから行動を起こしましょう。



2 長期的なビジョン（将来像）

個人、企業、行政、団体の参加と協働によって、実現すべき神奈川における持続可能な社会について、2033年の姿を表した長期的な「ビジョン（将来像）」です。

2033年、わたしたちの神奈川では・・・

海や川の水はとてもきれいで、子どもたちは水と遊んでいる。
夜には、星が降るように見える。

ゆっくりと15分も歩けば豊かな水や緑があり、だれもが遊び憩う。

人々は鎮守の森や里地里山の手入れをし、身近なところでも野菜や草花を作っている。

干潟や湿地には貝やカニ、魚がいて、たくさんの水鳥がやってくる。

丹沢のブナ林など、森林は元気を取り戻し、昔からのいろいろな動植物がバランスよく生態系をつくっている。

作った人の顔が見え、どのように作ったかがわかる表示のある、安全で安心な農林水産物や食品を必要なだけ買うことができる。

神奈川で作られた農林水産物の多くが神奈川で使われている。



ものは大事に長く使い、使えなくなると、リサイクルしたりエネルギーに変えたりして、ほとんどごみにならなくなっている。

再生可能エネルギーや水素エネルギーの利用が増え、エネルギーを無駄なく効率的に使う生活があたりまえになっている。



情報通信技術を活用して、エネルギーが賢く使われているまちや住宅が増えている。

工場やオフィスの管理、ものづくりや配送などあらゆる事業活動において、環境に与える影響を把握し、改善する努力が継続的に行われている。



どの製品にも環境や人にやさしいかどうかわかるラベル（環境ラベル）がつき、だれもがそれを見て、環境や人のことを考えて買い物をしている。

有害な化学物質は、みだりに環境中へ放出されないよう厳重に管理され、継続的に使用量を減らしている。

徒歩、自転車、鉄道、自動車などを上手に組み合わせる環境を考えた多様な移動システムが定着している。

子どもやおとな、高齢者、障がい者、さまざまな国籍の人など地域のあらゆる人々が、互いに学び合いながら、環境のあり方について話し合い、進む道を決めていく参画のシステムが発展している。

身近な範囲でさまざまな交流が行われ、いざというときに、互いに支え合い、助け合う仕組みがつけられている。

在宅勤務や自営、農業との兼業が増えたり、地域活動・社会活動に多くの時間を使ったりし、わたしたちの暮らし方は多様化している。

世界の地域と、経験や情報の共有をし、ネットワークを活かして環境を改善する活動が活発になっている。



このように、人々は自然の循環に配慮したくらしを楽しみ、持続可能な社会に向けた歩みを続けている。

3 具体的取組

長期的なビジョンを見据えて、今後 10 年間を目途にした、8 分野 10 項目の行動宣言及び 90 の具体的な行動メニューを作成しました。

それぞれの行動メニューにおいて、個人で取り組めるもの、企業・行政・団体が取り組むものに分けて記載をしました。

また、重点的に取り組む行動メニューには を、子ども（小学生）でも取り組める行動メニューについては、😊 をつけています。

「新アジェンダ 21 かながわ」では「二酸化炭素排出量の削減目標」についての具体的な数値目標を設けていましたが、神奈川県地球温暖化対策計画の改定を踏まえて設定することとします。二酸化炭素排出量以外については、今後、国連総会で採択される持続可能な開発目標などを参考に、設定する目標や内容について検討していきます。

「個人」には、国籍を問わず、県内に居住する者だけでなく、県内に通勤・通学する者、そして仕事、余暇、観光などを通して県内の施設や資源を利用する者を含みます。

「企業」には、法人格の有無を問わず、民間企業だけでなく、農林水産業、鉱工業、サービス業など各種産業において営利の事業を営む組織や団体、農家などの個人事業主を含みます。

「団体」とは、「個人」、「企業」、「行政」に含まれない組織や団体のすべてを指し、NPO法人、町内会、自治会、商店街組織、PTA、子ども会、ボランティア団体などの地域社会における各種の組織や団体を含みます。

【行動宣言一覧】

分野	行動宣言の項目	行動メニュー数	
		個人	その他
(1) エネルギー	行動宣言 1 再生可能エネルギーの利用や 省エネルギーの取組を拡大します	5 (2)	7 (3)
(2) ごみ (廃棄物)	行動宣言 2 3 Rの取組を拡大します	6 (3)	8 (1)
	行動宣言 3 廃棄物の適正処理を徹底します	2 (1)	3 (1)
(3) そら(空)	行動宣言 4 きれいな空気と星空をつくります	3 (1)	7 (1)
(4) みず(水)	行動宣言 5 将来にわたって きれいで豊かな水を確保します	3 (2)	5 (1)
(5) みどり・つち (緑・土)	行動宣言 6 里地里山、森林、水辺の豊かな自然を守る 取組を拡大します	2 (1)	5 (1)
	行動宣言 7 農林水産業への理解を深め、 地産地消の取組を拡大します	5 (2)	6 (3)
(6) まちづくり	行動宣言 8 みんなが参加して 環境と共生するまちをつくります	4 (2)	3 (1)
(7) ライフ スタイル	行動宣言 9 環境に配慮したライフスタイルや 事業活動を拡大します	4 (1)	6 (1)
(8) 学び	行動宣言 10 環境への関心を高め、 学び、行動する人を増やします	3 (1)	3 (1)
8分野	10項目	37 (16)	53 (14)

行動メニュー数の()内は、重点行動メニュー数

(2) ごみ (廃棄物)

行動宣言 2 3 R の取組を拡大します

持続可能な循環型社会を実現するためには、ごみ (廃棄物) を発生抑制するリデュース (Reduce)、再使用するリユース (Reuse)、再資源化するリサイクル (Recycle) の 3 R をすすめ、廃棄物の量をできるだけ減らすことが必要です。

行動メニュー

【個人】

😊	1	ごみの少なくなるものや長く使えるものを選んで購入します。
	2	食品の期限 (消費期限、賞味期限) 切れが起こらないようチェックし、調理時には食材や調理方法を工夫し、生ごみを出すときには水切りをするなど、生ごみの量をできるだけ減らします。
😊	3	マイ箸、マイボトル、マイバックなどを持参し、使い捨てのものはできるだけ使用を控えます。
	4	リユースショップやフリーマーケット等を積極的に活用して、リユースにつなげます。
	5	ごみは、それぞれの自治体のルールに従って分別して出し、紙や金属、容器包装、家電などのリサイクルにつなげます。
	6	生ごみや落ち葉はできるだけ堆肥化する等、有効利用に努めます。

【企業・行政・団体】

		企業	行政	団体
1	3 R につながる情報を広く提供します。			
2	廃棄物発生量、削減量、リサイクル率の数値目標を設定します。			
3	製造から廃棄までのライフサイクルにおける環境負荷に関する情報を開示し、購入者に提供します。			
4	製品を製造する過程で、ライフサイクルアセスメントを考慮した環境配慮型デザイン ⁵ を行い、廃棄物の削減につなげます。			
5	建物や設備等を長期使用するため、耐久性の向上や修繕等によって、廃棄物の発生抑制につなげます。			
6	食品ロス ⁶ を削減する取組に協力します。			
7	生ごみ、落ち葉、剪定枝を分別し、燃料化、堆肥化、飼料化などのリサイクルを進めます。			
8	紙、金属、プラスチック等は、分別してリサイクルにつなげます。			

コラム

個人でできる3Rの取組

<リデュース>

- ・買い物をするときはマイバッグを持参する。
- ・必要な分だけ買う。
- ・過剰に包装したものは買わないようにしたり、品物の包装は簡単にしてもらおう。
- ・品物を選ぶときには、丈夫で長持ちしそうなものを選ぶ。



<リユース>

- ・リターナブル容器を選ぶようにする。
- ・不用になった服はリフォームしたり、フリーマーケットに出す。
- ・家電製品などが故障したとき、修理すれば使えるものであれば修理して使う。
- ・再生部品を用いた機器類を使う。



<リサイクル>

- ・市町村や地域単位で実施する古紙、びん、アルミ缶、スチール缶などの分別回収の取組に協力して、決められた場所に、決められた方法で物品を出す。



(参照：環境省 HP)

消費期限と賞味期限

消費期限とは、お弁当や生菓子、豆腐など長くは保存がきかない食品に表示しており、開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、食べても安全な期限を示しています。

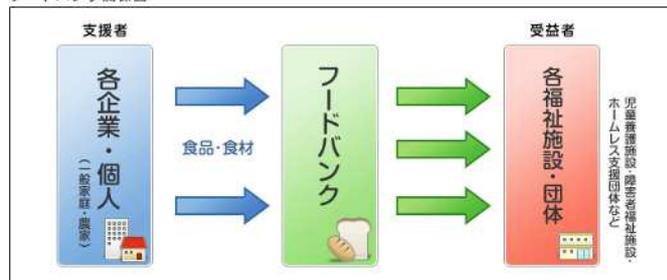
賞味期限とは、ハム・ソーセージやスナック菓子、缶詰など冷蔵や常温で保存がきく食品に表示してあります。開封していない状態で、表示されている保存方法にしたがって保存したときに、おいしく食べられる期限を示しており、賞味期限を過ぎても食べられなくなるとは限りません。(参照：農林水産省 HP)

フードバンク

食品の製造・販売工程等で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動をフードバンクといいます。フードバンクにより食品ロスが削減されることで、環境負荷の低減効果が期待できます。

(参照：農林水産省 HP)

フードバンク関係図



行動宣言 3 廃棄物の適正処理を徹底します

発生した廃棄物が不適正に処理されると、環境汚染の原因となり、人間や生態系に悪影響を与えることがあります。良好な生活環境を守るためには、廃棄物の性質や状態に十分注意し、適正に処理することが必要です。

行動メニュー

【個人】

1	廃棄物を出す場合には、自らの責任において、適正なルールに従います。
2	不法投棄 ⁷ を見つけた場合には自治体または警察署に通報します。

【企業・行政・団体】

		企業	行政	団体
1	廃棄物を出す場合には、自らの責任において、適正処理を確保します。			
2	廃棄物の処理方法に関する情報を広く提供します。			
3	パトロールなどにより、不法投棄を防止します。			

用語説明

7 不法投棄

不法投棄とは、自治体のルールに従わずみだりに廃棄物を捨てることをいい、景観を損ね、自然環境に多大な悪影響を及ぼします。不法投棄した場合には、法律により厳しく罰せられます。（参照：神奈川県 HP）

事例紹介

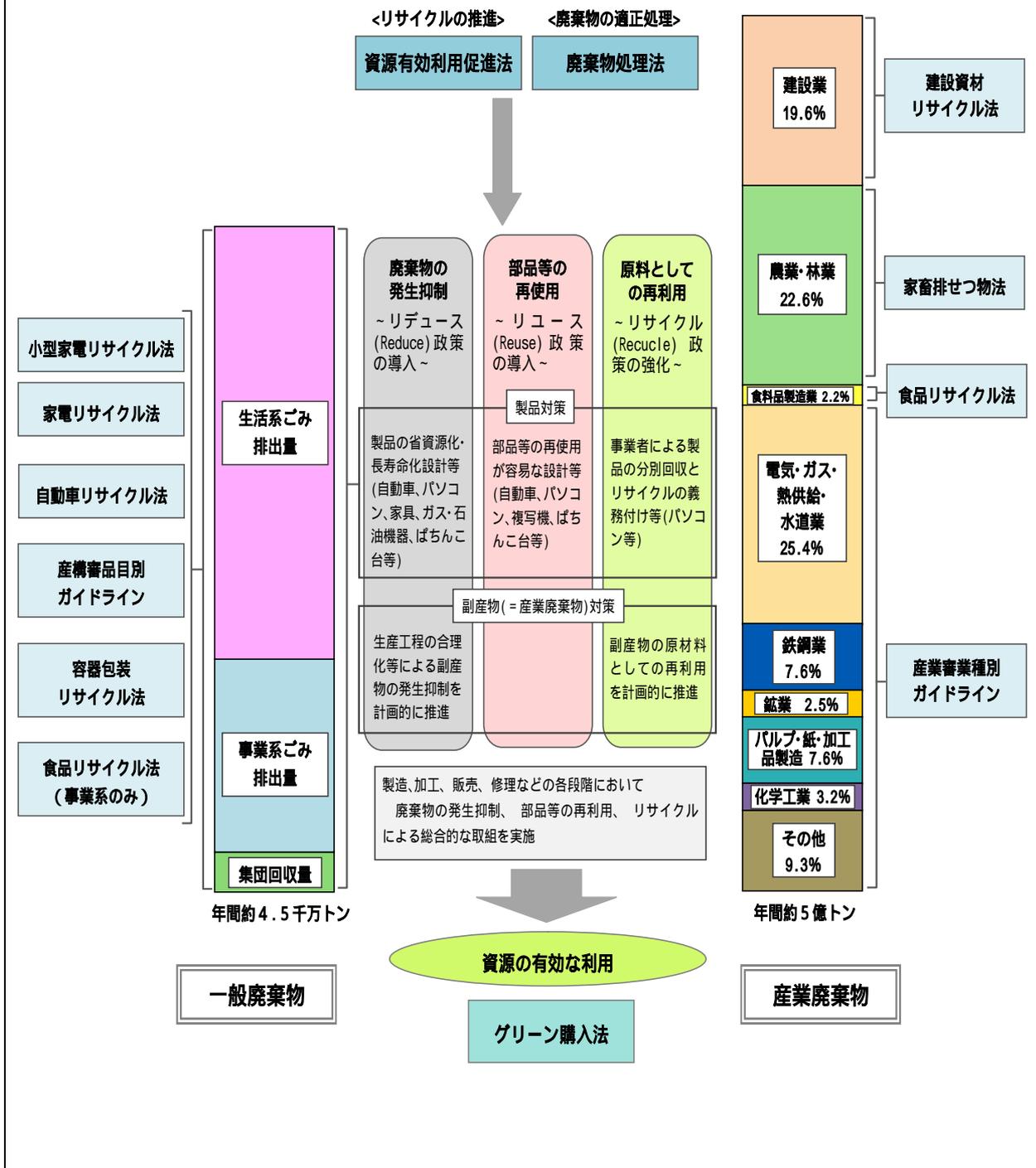
不法投棄監視活動の実施

神奈川県は、不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、市町村や事業者等との連携によるパトロールや監視カメラによる監視活動を行っています。



コラム

各廃棄物への法・ガイドラインの対応状況



4 推進体制

2033年の目指すべき神奈川を実現するためには、県民、企業、行政、団体等の各主体が協働し、環境に対しての取組の「環」を広げていくことがとても重要です。

そこで、推進会議を中心に「マイエコ10(てん)宣言」の取組の普及を推進していきます。

【かながわ地球環境保全推進会議】

会長	選任方法等 総会が推薦・任期2年	顧問	神奈川県知事
副会長	選任方法等 総会メンバーの互選・任期2年	監事	選任方法等 総会メンバーの互選・任期2年
総会		構成団体(参加資格)	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・企業・行政部門の構成団体の代表者 ・実践行動部門(参加団体・個人)の代表者 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民部会 ・企業部会 ・行政部会 ・実践行動部会 	<ul style="list-style-type: none"> 県民活動に関する県内団体 企業活動に関する県内団体 県及び市町村 アジェンダの趣旨に賛同した個人、企業、学校、NPO等(県民部門・企業部門・行政部門に属する団体を除く)
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議の事業計画および収支予算の審議・議決 ・推進会議の事業報告および収支決算の審議・議決 ・その他推進会議の運営に関する重要事項についての審議・議決 		
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・改善委員会からの提言についての審議・承認 ・定期総会:年1回 ・臨時総会:適宜 		
幹事会		点検・改善委員会	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 会議 4部門から各3名程度選出。幹事長は幹事の互選。 	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦委員:学識経験者2名 ・公募委員:4部門から各1名
任期	2年	任期	2年
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・総会に諮るべき事項についての審議・決定 ・事業プロジェクトの設置・運営に関する事項についての審議・決定 ・その他、推進会議の日常的な活動に関する事項についての審議・決定 	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・取組について、PDCA等の手法で検証し、総会に報告 ・推進の仕組み、実施事業についての改善案等の提言
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・定期幹事会:年2回 	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会:年1回(事業実施状況のチェック)